

社会・援護局障害保健福祉部 説明資料

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

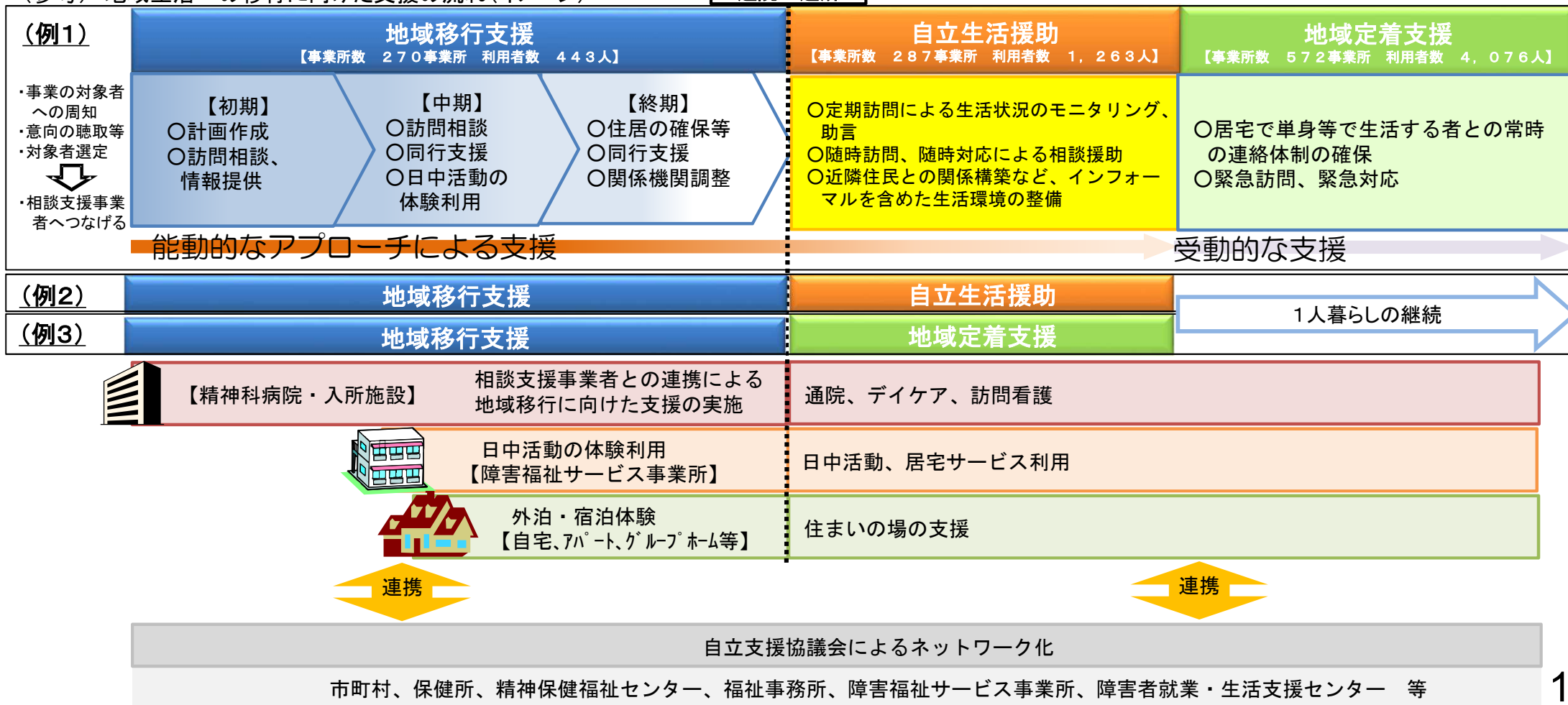
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和4年2月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立生活援助

※平成30年4月～

○対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

○サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)
- ※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

○報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費(Ⅰ)

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位]

自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(Ⅰ)以外の場合

- ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位]
- ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]

■ 主な加算

緊急時支援加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日

緊急時支援加算(Ⅱ)

緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回

同行支援加算

- 月2回まで 500単位/月
- 月3回 750単位/月
- 月4回以上 1,000単位/月

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月

日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回

○事業所数

287(国保連令和4年2月実績)

○利用者数

1,263(国保連令和4年2月実績)

地域移行支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（令和3月～）

■基本報酬

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,349単位／月

（Ⅰ）の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

（Ⅱ）の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位／日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位／日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位／月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月	

○事業所数 270(国保連令和4年2月実績)

○利用者数 443(国保連令和4年2月実績)

地域定着支援

○対象者

■以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

○ 居宅において単身で生活する障害者

○ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。

※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○サービス内容

■常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握

■障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援

■関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○主な人員配置

■ 従業者

・1人以上は相談支援専門員であること。

■ 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	306単位／月（毎月算定）
	緊急時支援費（Ⅰ）	712単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位／日
	緊急時支援費（Ⅱ）	95単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

■主な加算

日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合

100単位／回

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合

100単位／月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合

35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合

500単位／回

○事業所数 572（国保連令和4年2月実績）

○利用者数 4,076（国保連令和4年2月実績）

○ 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

○ 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
(新) イ 緊急時支援加算 (I) 711単位/日

電話による相談援助を行った場合
(新) ロ 緊急時支援加算 (II) 94単位/日

自立生活援助事業者

訪問等

電話

地域移行実績の更なる評価

○ 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

	現行	改定後
(I)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(II)	2,347単位/月	3,062単位/月
(III)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費 (I) は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

○ 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

(見直し後) 退院・退所月加算 2,700単位/月
(1年未満で退院する場合) +500単位/月

地域移行支援事業者

連携

可能な限り早期の支援

精神科病院等

精神保健医療と福祉の連携の促進

○ あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

(新) 日常生活支援情報提供加算 100単位/回 (月に1回を限度)

地域相談支援事業者
自立生活援助事業者

連携

精神科病院等

提供された情報を診療で活用

計画相談支援事業者

居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

○ 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新) 居住支援連携体制加算 35単位/月

地域相談支援事業者
自立生活援助事業者

連携体制

居住支援法人
居住支援協議会

○ 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新) 地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回 (月に1回を限度)

地域相談支援事業者
自立生活援助事業者

協議の場等

ピアサポートの専門性の評価

○ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新) ピアサポート体制加算 100単位/月

(※1) 計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。

(※2) 就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。

(※3) 身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リハビリ体験を活かした助言や共に行動をする支援

不安への共感
外出同行で安心感を与える

医師や薬との付き合い方の助言等

制度説明や利用方法の助言

電話相談

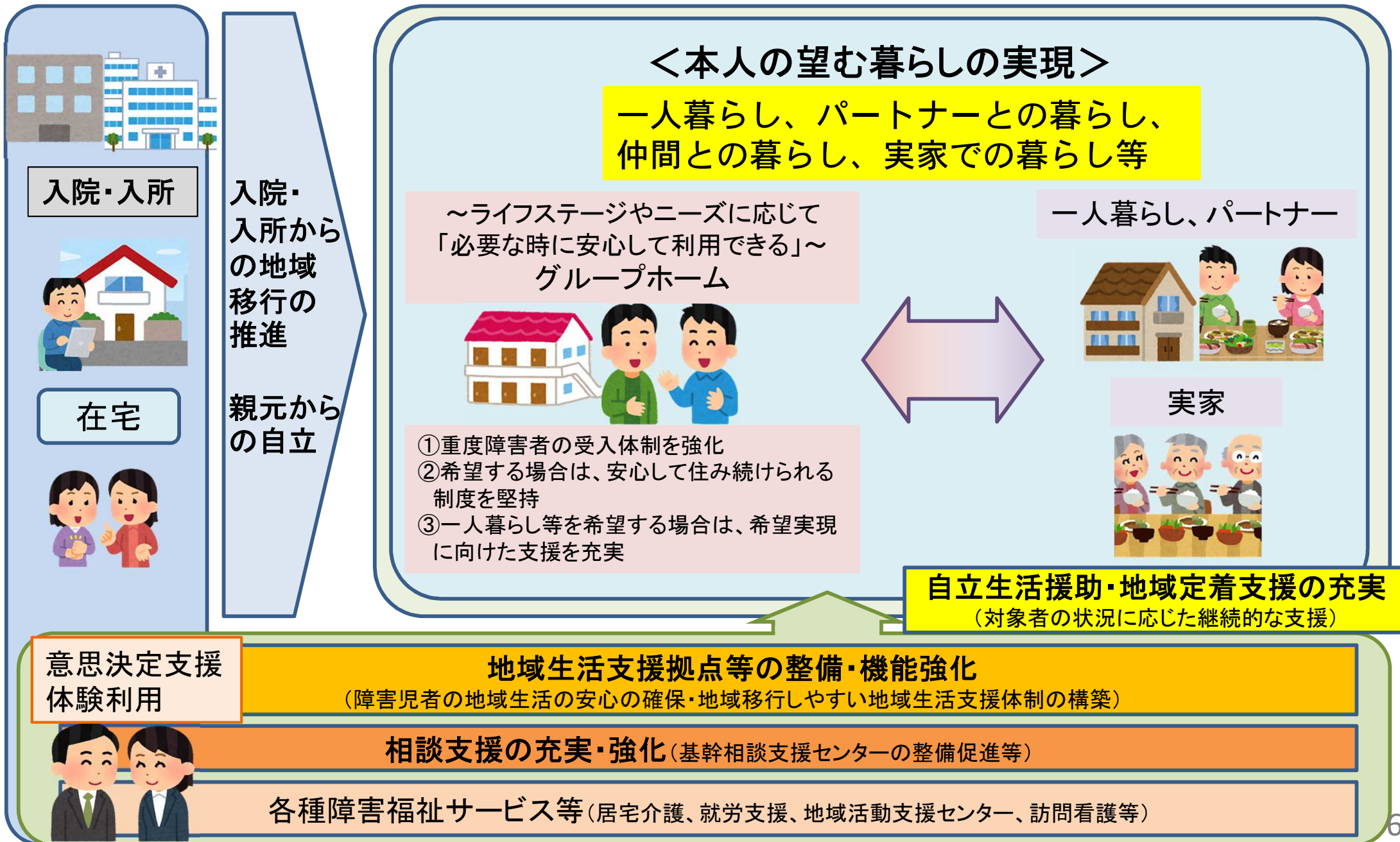
家族への面接

事業所内研修

5

障害者の地域生活支援施策の充実(検討の方向性)

障害者が希望する地域生活の実現及び継続を支援するため、**障害者の地域生活支援施策を充実・強化。**



障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 1. 障害者の居住支援)～

(地域生活支援施策の充実)

- 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう継続的な見守りや相談等の支援を受けられる体制整備を図っていくことが必要。
- このため、今後、自立生活援助や地域定着支援が必要な者の状態像、状態像を踏まえた支援内容や頻度、支援が必要となる期間等に関する調査研究を実施し、
 - ・ 対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、自立生活援助の報酬を対象者の状況に応じてきめ細やかに設定するとともにICTの活用による効果的な支援、
 - ・ 継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである(※)。
- 自立生活援助・地域定着支援については、現行制度上、単身の者又は家族と同居する障害者であっても当該家族が障害、疾病等により支援が見込まれない者が対象となっているが、同居する家族がいる場合は家族による支援が見込まれない場合であっても支給決定がなされにくい実態があるといった指摘がある。

同居する家族がいる場合を含め、自立生活援助・地域定着支援による支援を必要とする障害者に対して、市町村が個々の状況に応じて適切に支給決定するための方策を検討すべきである。(※)

地域移行支援、地域定着支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の観点から、相談支援事業者が取り組みやすくなるよう、自立生活援助の人員基準の在り方について検討すべきである。(※)
- 各地域における自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するための研修の実施などにより、自立生活援助事業者等と居住支援法人との連携や、自立生活援助事業者等の居住支援法人としての指定や居住支援法人の自立生活援助事業者等としての指定を推進していく必要がある。また、自立生活援助と医療との連携について推進していく必要がある。

また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」に基づき、障害者等の要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録住宅の入居者に対する家賃の低廉化補助等の制度が設けられているほか、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証や入居支援、生活支援等を実施する居住支援法人等と地方公共団体の住宅部局及び福祉部局等が連携して活動する居住支援協議会の仕組みが設けられており、当該制度を所管する国土交通省と連携し、障害者が希望する一人暮らし等のための住宅確保の支援を推進していく必要がある。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 1. 障害者の居住支援)～

＜グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実＞

○ グループホームの利用の途中で一人暮らし等の希望を持つ者や、施設や病院からの地域移行や親元からの自立に当たって一人暮らし等を希望するものの一定期間の見守り等を通じたアセスメントや一人暮らし等に向けた支援が必要な者が存在。

○ グループホームについては、障害者総合支援法において「障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う」こととされており、また、指定基準(省令)において、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できる地域への立地や定員規模等の要件を設けるとともに、利用者の身体及び精神の状況等に応じた適切な支援や自立した日常生活ができると認められる利用者に対する必要な支援を行うこととしている。

○ 上記のとおり現行のグループホームにおいても、利用者の状況に応じて「自立した日常生活ができると認められる利用者に対する必要な支援」として一人暮らし等に向けた支援を行うことも可能であるが、

- ・ 障害者が希望する地域生活の実現や、
 - ・ グループホームの効果的な利用を通じて施設や病院からの地域移行や親元からの自立の促進
- をさらに進める観点から、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援を充実すべきである。

○ なお、現行制度上、生活能力の維持・向上のための訓練や支援を行う「宿泊型自立訓練」があるが、現状において、グループホームに一人暮らし等を希望する者が一定数存在し、グループホームで地域生活を送りながら一人暮らし等に向けた支援を実施している状況があり、また、住宅地等で地域との交流の機会が確保され、より家庭に近い環境であるグループホームで地域生活を送りながら支援を提供することによる効果も見込まれることから、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援を充実すべきである。

○ グループホームにおける一人暮らし等の希望に対する支援の充実の検討に当たっては、障害者のライフステージやニーズに応じて、必要な時に安心してグループホームを利用できる観点を踏まえるべきである。あわせて、障害者の地域生活を支える各種の支援施策を充実・強化すべきである。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 1. 障害者の居住支援)～

- 計画相談支援等におけるケアマネジメントの実施の際に、サービス等利用計画の作成やモニタリングの際に居住の場を含め本人の今後の生活の希望を把握するとともに、本人、グループホームのサービス管理責任者や相談支援専門員をはじめとする支援者、家族等も含めたチームで意思決定を丁寧に支援することについて、改めて周知する必要がある。
- グループホームにおいて、利用者が安心して暮らすための支援を行うとともに、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化すべきである。
 - 注 現行の障害者総合支援法におけるグループホームの定義
第5条第17項
この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
- また、グループホームにおいて、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援を行う点については、グループホームは住まいの場・生活の場であり、あくまで本人の意思に基づいた希望実現のためのサポート・伴走として行われるべきものであることから、一人暮らし等への移行そのものが目的化した指導・訓練のような性質であってはならない点に十分な留意が必要である。
- グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまで通り、継続的な支援を行うグループホームを利用できる仕組みとする必要がある。
- 現行のグループホームの制度上、一人暮らし等に向けた支援について、以下の仕組みが設けられている。
 - ① 指定基準上「サービス管理責任者の責務」として「利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活が営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う」旨規定
 - ② 原則3年以内に一般住宅へ移行する一人暮らしに近い形態の「サテライト型住居」
 - ③ 自立生活支援加算 500単位(入居中2回、退居後1回限度)
退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの調整等を行った場合に加算

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 1. 障害者の居住支援)～

○ グループホームにおいて、利用者が安心して暮らすための支援を行うとともに、指定基準(省令)において、本人が一人暮らし等を希望する場合の一人暮らし等に向けた支援の充実を検討すべきである。(※)

① 入居中の一人暮らし等に向けた支援の充実

サービス管理責任者が一人暮らし等に向けた目標や支援内容等に関する計画を作成した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に報酬上の評価を検討すべきである。(※)その際、報酬の評価に当たって特別な人員配置を要件とするのではなく、一人暮らし等を希望する者に対して幅広く支援ができる仕組みとすることも考えられる。

② 退居後の一人暮らし等の定着のための支援の充実

グループホームの事業者が退居後に一人暮らし等の地域生活の定着に向けた見守りや相談等の支援を一定期間実施できるよう、退居後における見守りや相談等の支援についての報酬上の評価を検討すべきである。(※)

○ 東京都においては、グループホームから一人暮らしへの移行に向けた支援を行う通過型グループホームの制度を設けており、一人暮らしを希望するものの直ちに一人暮らしを行うことが困難な者に対し、一定期間において、グループホームにおいて一人暮らしに向けたアセスメントや個別の課題を踏まえ一人暮らしに向けた支援を行い、本人が希望する一人暮らしに向けた支援を行っている。

事業者と利用者が共通の目的を持って、一人暮らし等に向けた支援のノウハウを活かした効果的な支援を行うことにより、本人が希望する一人暮らしへの移行に一定の効果を上げている。

○ 障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準(省令)において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。(※)

検討に当たっては、対象者について、障害種別、障害程度、年齢等の一律の基準は設けず、障害者のライフステージやニーズに応じて、本人が希望により、継続的な支援を行う現行のグループホームと新たなグループホームを選択できる仕組みとする必要がある。

○ また、新たなグループホームのサービス類型の創設の方向性について賛成との意見がある一方で、経営の難しさ、利用期間や成果主義に陥る危惧が懸念されることから現行のグループホームの支援の充実を優先すべき、人口減少社会における新たな資源投入は慎重に検討すべき、地方で実施検証してから全国展開が望ましい等の意見があった。

これらの意見を踏まえ、現行のグループホームの支援の充実を図るとともに、事業所指定や人員配置など、新たなグループホームのサービス類型の細部については、先行事例や地方における事業運営、経営面における課題等も踏まえ、調査研究事業等を実施するとともに、グループホームにおける重度障害者向けの必要な支援についての検討も踏まえ、当事者等の声を丁寧に聴きながら、地域の課題を抽出しつつ検討を進めるべきである。(※)

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 1. 障害者の居住支援)～

- また、適切かつ効果的な事業運営を確保する観点から、
 - ・ 支援に当たっては、個々の課題を踏まえた一人暮らし等に向けた支援計画を作成し、一定期間の中で一人暮らし等に向けた支援を実施するとともに、退居後に地域生活に定着するための相談等の支援を実施
 - ・ 人員配置について、サービス管理責任者に専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)を常勤で配置することやピアサポーターの活用の評価
 - ・ 一定の利用期間を設定した上で対象者の状況に応じて更新が可能な仕組みとするとともに、新たなグループホーム事業者の責務として、一人暮らし等が難しい場合には継続的な支援を行うグループホームへの移行支援を実施することについての義務化
 - ・ 事業所指定に当たって運営方針等に係る協議会等への事前協議の実施や、定期的な運営状況の報告の義務化
 - ・ 報酬について、人員体制や支援プロセスを重視した評価とすることや地域生活への定着状況について適切に評価すること等について、丁寧に検討すべきである。(※)

自立生活援助と居住支援法人の連携に関する取組

(自立生活援助の運営ガイドブック、居住支援法人との連携研修カリキュラムとテキストの作成)

令和2、3年度障害者総合福祉推進事業
(実施主体：PwCコンサルティング合同会社)

令和2年度

○自立生活援助の活用推進のための従事者養成研修カリキュラムと運営ガイドブックの作成

⇒「自立生活援助の運営ガイドブック」を作成

自立生活援助の事業の実施の流れ、事業の運営方法、個別の支援事例のほか、住宅確保における課題や居住支援における連携の重要性等を盛り込んでいる。

HP掲載場所 [〈https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/independent-living-support-management-guidebook-2020-guidebook.pdf〉](https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/independent-living-support-management-guidebook-2020-guidebook.pdf)



令和3年度

○自立生活援助事業者と居住支援法人の連携構築のための研修カリキュラム及びガイドブックの作成

⇒ 居住支援法人との連携構築のためのモデル研修（計3回）を開催。自立生活援助の「運営ガイドブック」も活用して研修カリキュラムとテキストを開発。

HP掲載場所 報告書・研修カリキュラム [〈https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/living-support-and-residence-support-report2022.pdf〉](https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/living-support-and-residence-support-report2022.pdf)

HP掲載場所 研修テキスト [〈https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/living-support-and-residence-support-text2022-1.pdf〉](https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/living-support-and-residence-support-text2022-1.pdf)